



戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)

Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program



研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム

programs for Bridging the gap between R&d and the Ideal society (society 5.0) and Generating Economic and social value

資料 1

# プログラム統括チームについて

---

令和 5 年 3 月

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局



# プログラム統括チームの設置

- ガバニングボードの業務を補佐するため、平成30年度より、プログラム統括 1 名が置かれている。
- また、課題の評価にあたっては、プログラム統括を座長とする課題評価WGが設置されている。
- 課題評価WGとピアレビューのプロセスの重複が指摘されているところ、SIP第3期の実施にあたっては、課題評価WGとピアレビューとを整理統合し、ピアレビューの仕組みを生かし、専門的な評価を行いつつ、横断的な視点も含む評価が行える体制に改めることとする。
- このため、課題評価WGを設置するのではなく、**横断的な視点を有するプログラム統括、プログラム統括補佐（運用指針には規定済）、プログラム統括委員（新設）**数名で構成される「**プログラム統括チーム**」を設置し、ピアレビューと連携して評価を実施することとする。
- また、プログラム統括チームは、**評価のほか、制度設計などプログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を担うこととし、PDとの個別の対話や、PD間での意見交換（PD会議）を実施するものとする。**
- プログラム統括チームは、**社会実装、ビジネス、知財、データ、国際標準、制度・ルール等に関する専門的な知識を有するメンバーでの構成を想定。**
- プログラム統括補佐、プログラム統括委員はSIP運用指針に基づき内閣府により雇用、委嘱する。

総合科学技術・イノベーション会議

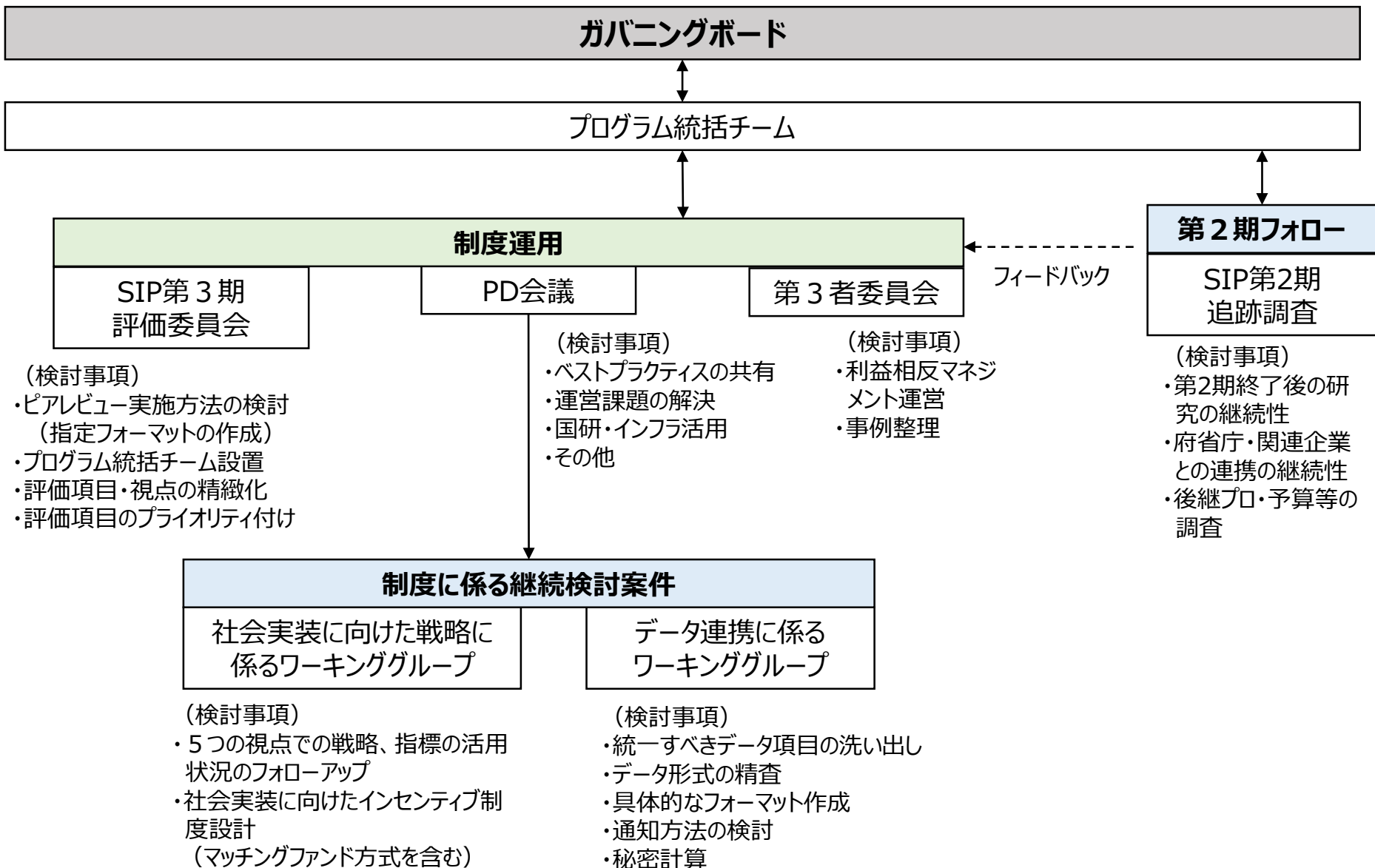
ガバニングボード（CSTI有識者議員）

**プログラム統括チーム（プログラム統括、プログラム統括補佐、プログラム統括委員で構成）**

PD（プログラムディレクター）

- ピアレビューと連携して、横断的観点から課題の評価を実施。
- 評価のほか、制度設計などプログラム全体の方針検討、進捗管理、課題間の連携促進等を実施。
- 社会実装、ビジネス、知財、データ、国際標準、制度・ルール等に関する専門的な知識を有するメンバーでの構成を想定。

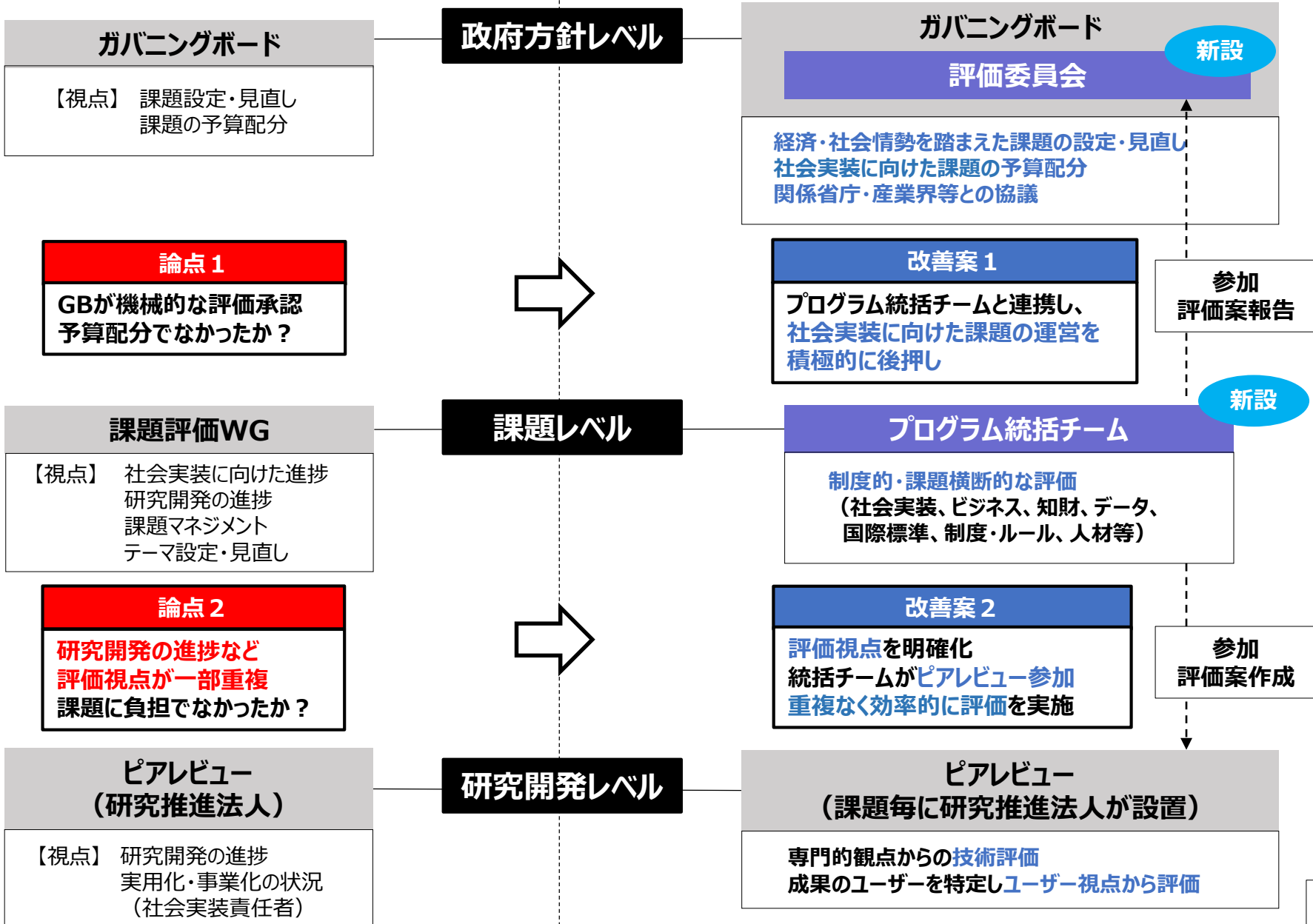
# SIP第3期の制度運用に係る検討体制



# SIPの評価体制に係る論点とSIP第3期での改定

<従来>

<改定>



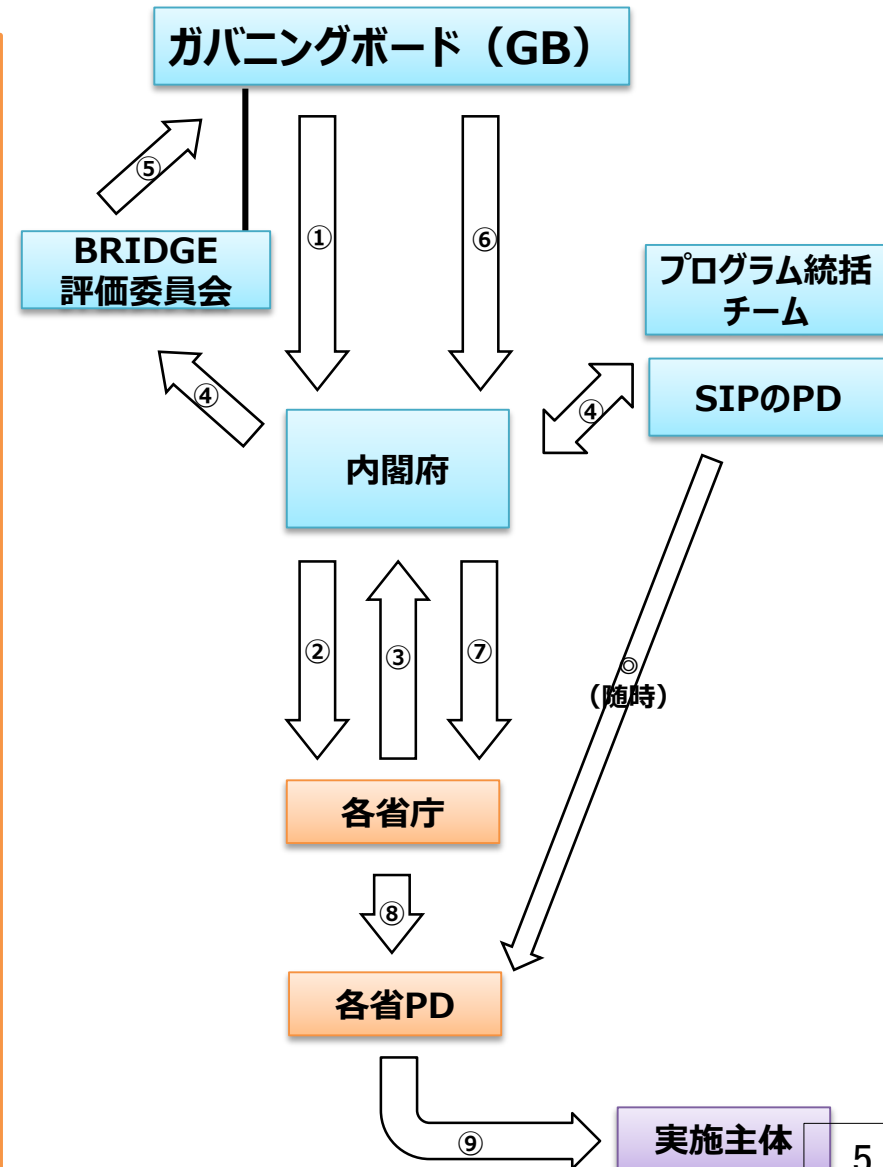


# 橋渡しプログラム（BRIDGE）

## 重点課題の設定及び各省庁施策の提案・実施のスキーム

<BRIDGE運用指針に基づく重点課題の設定等のスキーム>

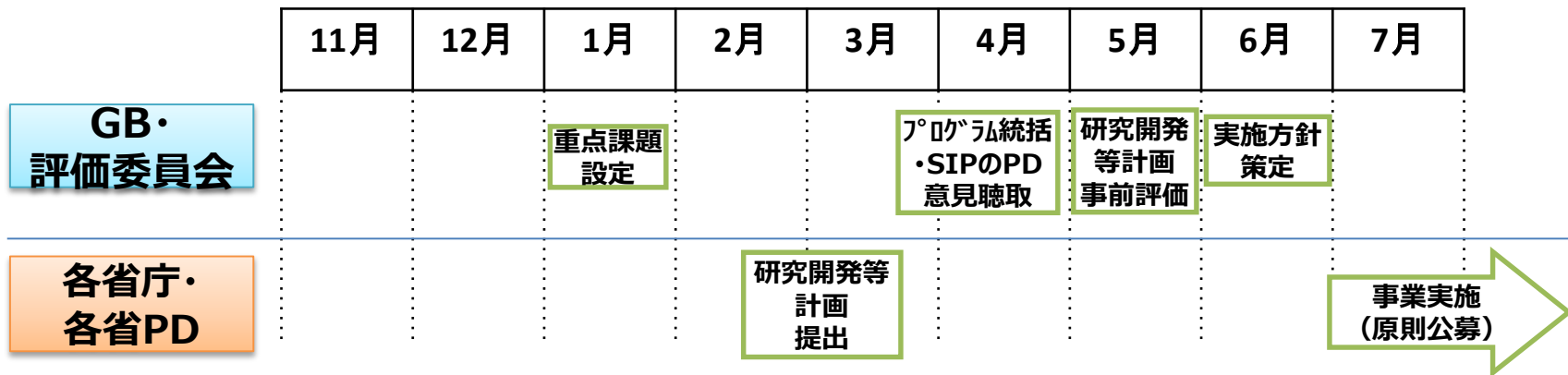
- ① **ガバニングボードは、毎年度、重点課題を設定。**
- ② **内閣府は、各省庁から、重点課題に対応した施策の提案を募集。**  
※複数の重点課題に対応した提案も可能。
- ③ **各省庁は、施策の提案に当たって、施策の名称、各省PD、対象とする事業の概要、事業費及びそのうち推進費の配分を要望する額、事業期間、事業終了後のエグジット戦略を記載した**研究開発等計画の案を作成し、内閣府に提出。****
- ④ 内閣府は、SIPのPDその他の有識者、プログラム統括チームにそれぞれ意見を聴取し、BRIDGE評価委員会に報告。
- ⑤ BRIDGE評価委員会は、**施策の研究開発等計画について、事前評価。**
- ⑥ **ガバニングボードは、BRIDGE評価委員会での事前評価の結果を踏まえ、対象となる施策、推進費の配分額、事業期間を含む**実施方針を策定。****
- ⑦ 内閣府は、実施方針に基づき、各省庁の対象となる施策に対して、推進費を配分。
- ⑧ 各省庁は、各省PDを任命。
- ⑨ **各省PDは、BRIDGE評価委員会による評価及び実施方針に基づき、研究開発等計画を策定し、**当該研究開発等計画に基づき、施策を推進。****  
※研究開発・施策の対象とする事業の実施に当たって、特定の技術・設備・施設等を活用することが不可欠な場合などやむを得ない場合を除き、公募を実施。  
※各省PDの業務のうち、対象とする事業の実施者の公募及び契約の締結、進捗管理等のマネジメント業務について、所管する独立行政法人を活用することができる。
- ◎ SIPに関連する課題がある場合には、当該SIPのPDがSIPの推進委員会での意見を踏まえつつ、提案、助言及び支援を実施。（随時）



# 橋渡しプログラム (BRIDGE)

## 重点課題の設定及び各省庁施策の提案・実施の流れ

令和5年度（6月配分の場合）の各省庁施策の提案等の流れ



BRIDGE運用指針に基づく各省庁施策の実施と各省庁の関連施策への反映等の流れ

